東海市告示第３４号

令和７年度東海市災害見舞金等交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市災害見舞金等交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の区域内で災害を受けた市民に対する災害見舞金及び弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により被害が生ずることをいう。

⑵　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

⑶　全壊　住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０パーセント以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める割合（以下「住家損害割合」という。）の５０パーセント以上に達した程度のものをいう。

⑷　半壊　住家の損壊部分がその住家の延床面積の２０パーセント以上７０パーセント未満のもの又は住家損害割合が２０パーセント以上５０パーセント未満のものをいう。

（交付要件、災害見舞金等の額及び交付対象者）

第３条　交付要件、災害見舞金等の額及び交付対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

交　付　要　件	災害見舞金等の額（円）	交　付　対　象　者
１　自然現象に起因する災害により死亡又は死亡と推定されるとき	１００，０００	被災者の葬祭を行う者
２　前号以外の災害により死亡又は死亡と推定されるとき	６０，０００	被災者の葬祭を行う者
３　自己の居住する住宅が全壊したとき	１００，０００	当該被災者の世帯主
４　自己の居住する住宅が半壊したとき	５０，０００	当該被災者の世帯主
５　自己の居住する住宅が半焼以上の被害又は消火活動による浸水により居住することが困難となったとき	２０，０００	当該被災者の世帯主
６　自己の居住する住宅が床上浸水又は土砂等の流入により居住することが困難となったとき	３０，０００	当該被災者の世帯主
７　３０日以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき	２０，０００	当該被災者

（交付の制限）

第４条　災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付しないことができる。

⑴　災害が災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けたとき。

⑵　当該災害により東海市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第３７号）に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けたとき。

⑶　災害が被災者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。

⑷　災害が第三者の行為により生じたものであって、賠償を受けることができるものであるとき。

⑸　被災者の葬祭を行う者に対し、死亡又は死亡と推定される場合で当該死亡に関し、その者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金が支給されるとき。

⑹　被害の事実確認ができないとき。

⑺　その他市長が不適当と認めるとき。

（交付の期間）

第５条　災害見舞金等を交付する期間は、当該災害が発生した日から起算して１年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（災害見舞金等の返還）

第６条　市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の交付を受けた者があるときは、交付した災害見舞金等の全部又は一部を返還させるものとする。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、市長が必要と認める場合は、別に災害見舞金等を交付することができる。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。